平成２２年（フ）第１８８号
山口市前町４番28―312号
債務者　玉川　直子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
山口市秋穂東4133番地６
債務者　藤田　邦子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
長崎県雲仙市小浜町雲仙155　ＳＫアパートＣ13号、住民票上の住所長崎県南島原市西有家町慈恩寺111番地
債務者　飛永美奈子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
長崎県長崎市滑石４丁目１番５―505号、旧住所長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦99番地59
債務者　木戸　義明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
広島県福山市神村町4774番地３　14―１、旧住所広島県福山市金江町金見2223番地
債務者　中西　晃章
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５１号
広島県福山市沖野上町４丁目20番18―406号、旧住所広島県福山市曙町２丁目７番15―７号
債務者　小森　節子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５３号
広島県福山市神村町739番地３　松岡北アパート東、旧住所広島県福山市松永町３丁目11番２―16号
債務者　向井ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５５号
広島県福山市神辺町大字川南1069番地10　菅田アパート３号、旧住所広島県福山市千田町大字千田2947番地
債務者　高松　忍武
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９８号
福岡県行橋市宮市町９番14号
債務者　江口知恵子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２５６０号
横浜市旭区下川井町2154番地
債務者　竹内　立彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９２号
愛知県碧南市緑町４丁目40番地　第２丸源ビル403号
債務者　柏倉ノボルこと　カシワクラ　アンドレ　ノボル
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
愛知県碧南市緑町４丁目40番地　第２丸源ビル403号
債務者　岩井ミリアン　ミツエこと　イワイカシワクラ　ミリアン　ミツエ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
愛知県豊田市秋葉町２丁目78番地４、外国人登録原票上の住所愛知県豊田市桝塚東町東郷２番地２
債務者　塩谷朝一こと　朴　　朝一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０５２号
横浜市港北区日吉７丁目21番５―301号　坪野谷方
債務者　島崎由美子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２７号
相模原市中央区清新３丁目８番19号　清新三興ハイツＡ―11
債務者　井上　江理
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３１号
相模原市中央区千代田２丁目６番18―106号
債務者　藤本　　優
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部